

構造改革特別区域において講じられた規制の特例措置の評価時期に係る意見

令和元年9月6日
構造改革特別区域推進本部
評価・調査委員会

構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）に基づく規制の特例措置については、特例措置の実施状況等に照らし全国展開の是非等の評価を行っているところである。当該評価の実施時期については、本委員会において検討を行い、構造改革特別区域推進本部長に意見を提出しているところである。

この度、構造改革特別区域計画の認定が初めて行われた規制の特例措置やニーズ調査によりこれまで評価していなかったが、この度新たな計画が認定された規制の特例措置について、関係府省庁の長から提出のあった調査スケジュールに基づき、評価時期の検討を行った。

その結果、当該規制の特例措置の評価時期について、本委員会の意見は以下のとおりとする。

○改めて評価時期を検討したもの

特例措置番号	特定事業名	評価時期
1219	特殊な大型輸送用車両による港湾物流効率化事業	令和3年度

○初めて評価時期を検討したもの

特例措置番号	特定事業名	評価時期
1230	回送運行効率化事業	令和2年度